

令和5年 第11回  
喜茂別町農業委員会総会 議事録  
(令和5年11月24日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

## 喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月24日（金曜日）午後4時30分 開会  
午後5時15分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（7人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
会長職務代理	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	小 熊 英 実
	4番	渡 辺 雄 一
	6番	鷹 羽 欣 司
	8番	小 出 浩一郎

4. 欠席委員（2人）

委 員	5番	齊 藤 信 一
	7番	越 後 功

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4 議案第1号	農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	大 元 真
係 長	大 平 菜 央
主 任	平 手 大 貴

## 7. 会議の概要

・午後4時30分 開会

議長	<p>後志地方連の研修会おつかれさまでした。</p> <p>これより令和5年第11回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日、5番齊藤信一委員、7番越後功委員におかれましては、所要により欠席との連絡を受けております。本日の出席委員は9名中7名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、行天雄也委員、渡辺雄一委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第1号 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。</p> <p>報告第1号をご覧ください。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p><b>【挙手あり】</b></p> <p>8番、小出委員。</p>
小出委員	<p>地番で言うと■■■■■について、■■■■■さんが耕作していたと思いますが、賃貸の関係については今回の議案には載らないのですか。</p>
事務局	<p>この農地を含め、■■■■■氏が所有するすべての農地については、■■■■■氏との間で農地法第3条の規定による賃貸借契約が成立しています。現状を申しますと■■氏は自己所有地以外の農地の耕作は難しいと話を伺っており、今後の手続きについて調整をしているところです。この時点では所有者が変更となったことの報告としてご理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにご質問はございませんか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p>

質問等がなければ、異議なしと認め、報告第1号は議案のとおり承認することといたします。

日程第4、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。  
事務局より説明願います。

●議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

事務局

議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

■■■■喜茂別町字■■■■、■■■■  
■■■■氏の所有農地について農用地利用調整を実施いたしました。

■■■■令和■■年■■月■■日に農用地利用調整打合せ会議を双葉地区担当委員である渡辺委員、鷹羽委員、齊藤委員と参与として内尾会長及び前田職務代理の5名で行い、対象農用地を7月28日から8月4日までの期間で双葉地区の農事組合員へ周知を行い、購入希望者を募集いたしました。

その結果、8月2日付けで虻田郡喜茂別町字■■■■在住、■■■■氏から、農地取得希望申出書の提出がありました。

その後、8月7日に第2回打合せ会議を開催し、適正価格等について打合せを行いました。

これらの件について、11月8日付けで喜茂別町から農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業委員会の決定を求められましたのでお諮りいたします。

議案第1号別紙をご参照ください。

今回の農用地利用集積計画はひとつの計画内で所有権移転と利用権設定を同時に行うものとなっています。農地の受け手である■■■■氏は農地所有適格法人である■■■■の構成員であるため、所有権を得た農地を■■■■へ貸し出す前提での計画とする必要があるためです。

まず、所有権の移転についてです。

(別紙により説明)

次に、利用権の設定についてです。

(別紙により説明)

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

事務局から説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

【挙手あり】

2番、行天委員。

行天委員

今回のこの土地の所有権移転に関して、■■■■が買って、■■■■が貸出人となって借り手は■■■■が構成員を務めている会社となっている。このようなかたちとなった経緯について、■■■■は今、どのような状態で農業従事者という扱いになっているのかお聞きします。

事務局	まず今回は農地法第3条ではなく農用地利用集積計画での売買と賃貸借となっています。■は農地所有適格法人の構成員であるため、■自身が自ら耕作するというわけではなく、あくまで作業しているのは■というような意味合いがあるため、農地法第3条での売買はできなかったという理由がまずひとつあります。農用地利用集積計画にあたりまして、■自身が自ら耕作するというわけではありませぬので、■が耕作することとなるため、必ず■が買った場合は利用権を■に設定しなければならなかつたという理由があります。
行天委員	法人が買う、という選択肢はなかつたのでしょうか。
事務局	購入の申し出をしたのが個人だつたということです。
議長	よろしいですか。 ほかにありませぬか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。  これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和5年第11回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後5時15分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和5年第11回喜茂別町農業委員会総会

令和 5年11月24日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 行 天 雄 也 (印)

会議録署名委員 渡 辺 雄 一 (印)